



みくには  
ハートに愛

新しい元号が発表されましたが「平成」の時とは違い、喜ばしい気持ちで迎えることができ、感慨深いものがありました。

弊社でも天皇陛下のご退位ならびに皇太子殿下のご即位に伴い、4月27日～5月6日まで休業となりますので、よろしくお願い致します。

2019年4月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分  
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号  
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393  
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 気になる！企業のソーシャル リスク対策の実態

### ◆従業員の不適切動画投稿問題で改めて問われる企業の対策

飲食店やコンビニの従業員が投稿した不適切動画問題が、企業の評判に悪影響を及ぼしかねない事件が、立て続けに起こりました。

対応については、従業員に損害賠償請求訴訟を起こす決定をした企業、全店休業して社員研修を行う決定をした企業と様々ですが、SNSを活用する企業も個人も増えている中では、いつ問題に巻き込まれても不思議はありません。

まだ社会人としての自覚に乏しい新入社員の入社も近づくこの時期は、自社の対策を確認しておくべき時期とも言えるでしょう。

### ◆多くが何らかの対策を講じており、4割が研修を実施

ウェブサイトやアプリのユーザーサポート等を行うアディッシュ株式会社が、2018年12月に行った調査によれば、ソーシャルリスク対策について「未実施。今後実施なし」と回答したのは5.2%で、多くの企業が対策を行っています。

具体的な内容を実施率で見ると、「研修の実施」39.1%、「ガイドライン作成」37.2%、「マニュアル作成」30.9%が上位に入っています。

しかしながら、従業員数別に見ると100人以上300人未満の研修の実施率が50%であるのに対し、100人未満では19.1%と、十分な対策が取られていない可能性があります。

### ◆雇入れ時に自筆の誓約書を書かせるのも有効？

人事コンサルタントの増沢隆太氏によれば、研修の実施や朝礼時の啓発を継続的に行うとともに、雇入れ時に、自筆で、バイトテロを起こした場合の損害賠償を

約束させる誓約書を取り交わすのが望ましいそうです。例えば、店舗普及に必要な清掃や消毒、商品の廃棄や巷間、休業補償などを当事者負担で行うことを明文化しておくのだそうです。

用意された誓約書にサインさせるのではなく、従業員自身に内容を書かせることが、バイトテロ行為を行うことのリスクを自覚させるのに有効だということです。

### ◆未実施の場合は早急に対策を検討しましょう

不適切動画を投稿した本人による「せいぜいクビになるだけ」という趣旨の発言が報道にもありましたが、不適切動画の投稿はスマートフォン1台あれば簡単にできますし、投稿する従業員自身も社会問題に発展しかねないリスクを自覚していない可能性があります。

新入社員だけでなく、既存の従業員も対象に、一度研修の実施を検討してはいかがでしょうか。

## 4月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労基署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

4月30日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付[都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

## 任意継続

Q. 3月末で退職します。退職した後、国民健康保険に加入せずに、現在の健康保険に加入していただくと聞いたのですが、手続きなどが必要なのでしょうか。

A. 退職後の健康保険には①在職時に加入している健康保険の任意継続②国民健康保険③家族の健康保険の被扶養者の3つ選択肢があります。

在職中の加入している健康保険には、全国健康保険協会（以下協会けんぽ）と健康保険組合があり、それぞれで任意継続の制度があります。健康保険組合でも協会けんぽと任意継続の制度は同等のものになっているはずですので、ここでは多くの事業所が加入している協会けんぽの場合で説明をします。

まず、健康保険の任意継続をするためには加入条件があります。具体的には、退職する日までに被保険者期間が2か月以上あること、船員保険の被保険者又は75歳になると加入する後期高齢者医療の被保険者でないことです。任意継続の被保険者期間は2年間ですが、被保険者が死亡した場合、就職などにより健康保険の被保険者になった場合、船員保険、後期高齢者医療保険の被保険者になった場合、保険料を納付期限までに納付しなかった場合は任意継続の資格を喪失します。途中での資格喪失はこれらの場合に限られますので、任意継続中の2年間で国民健康保険へ加入したり、家族の被扶養者になったりすることはできません。

健康保険の任意継続の手続き方法は、退職日の翌日から20日以内にお住いの都道府県の協会けんぽ支部へ、ご自身で申請をします。その際、被扶養者がいるのであれば、一緒に被扶養者の収入を証明する書類などを添付して申請します。保険証は新しいものが発行されますので、現在お手元にある保険証は退職日までしか使用できません。

保険料については、在職中の保険料は労使折半でしたが、任意継続の際には全額自己負担となるので、保険料は今までの2倍となります。ただし保険料には上限があります。協会けんぽでは、平成31年度からの上限である30万円と、退職時のご自身の標準報酬月額を比べて低い方を標準報酬月額とし、保険料を計算します。保険料は2年間変更はありませんが、任意継続中に40歳になると介護保険料が発生したり、65歳になると介護保険料が年金から徴収されたりしますので、その際には保険料が変更になります。また、保険料率の変更や、保険料の上限の変更がある場合にも保険料が変更される場合があります。

最後に、在職中に配偶者を被扶養者にしていた場合、配偶者は国民年金の第3号被保険者として、国民年金の保険料の納付は必要ありませんでしたが、健康保険の任意継続で配偶者を被扶養者にした場合、国民年金の第3号被保険者とはなりません。したがって、配偶者の方が20歳以上60歳未満である場合は、国民年金の第1号被保険者として保険料の納付の義務がありますので、ご注意ください。